給与支払報告 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎ 異動があった場合はすみやかに提出してください。

※ 町処理欄	年度	年度

税額通知書に記載された番号を必ず記入してください。

（あて先）豊山町長

令和　年　月　日　提出

給与支払者（特別徴収義務者）		
所在地（住所）	〒　－	
フリガナ		
名称（氏名）		
個人番号又は法人番号		

特別徴収義務者指定番号		
宛名番号		
担当者	係	
	氏名	
	電話	（　　）　－

給与所得者	
フリガナ	
氏名	
個人番号	
住所（1月1日時点）	
現住所	

特別徴収税額（年税額）（ア）	徴収済税額（イ）	未徴収税額（ウ）（ア）－（イ）	異動後の未徴収税額の徴収
円	月から　月まで 円	円	1．特別徴収継続（※左下の①も記載してください。） 2．一括徴収（残額を退職者から全額徴収して納入する方法。※下の②も記載してください。） 3．普通徴収（残額を本人が納付する方法。1月1日以降の退職者は一括徴収が義務付けられています。一括徴収ができない場合は、下の③も記載してください。）
異動年月日	年　月　日	異動の事由	転勤・退職・休職・死亡・その他（　　）

① 納税者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望する場合は、次の欄にも記載してください。

新しい給与支払者（新特別徴収義務者）		
新特別徴収指定番号		
所在地	〒　－	
フリガナ		
名称		
個人番号又は法人番号		
上記の者に係る月割額 □円を □月分から徴収し納入する。	担当者 係	
	氏名	
	電話	（　　）　－
豊山町で作成した特別徴収に係る納入書の要否	必要・不要	

② 一括徴収記入欄

一括徴収の申出　年　月　日	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記（ウ）と同額）	一括徴収した税額は
異動者印	月　日	円	円	□月分（　月　日納期限分）で納入します。
	月　日	円		
	月　日	円		

③ 1月1日以降の退職で一括徴収できない場合は、その理由を記載してください。

※翌年の1月1日以降の退職者については、残税額を一括徴収することが義務付けられています。

1．5月31日まで支払われる給与もしくは退職手当等がないため、または未徴収税額より少ないため。

2．その他（　　）

備考

※この届出書は豊山町公式ウェブサイト（https://www.town.toyoyama.lg.jp/）からもダウンロードできます。

・送付先　〒480-0292（所在地記載不要）豊山町役場税務課

※町処理欄
（記入しないでください）